大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和８年11月５日から１月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

令和８年11月５日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ霧島店

２　意見の対象となった届出及び届出年月日

法第６条第２項の規定による変更に関する届出

令和８年９月16日

３　意見の概要

工事作業及び工事関係施設等の設置にあたっては、騒音・振動等の苦情事案が発生しないよう十分配慮すること。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は責任を持って対処すること。